

# 磐梯町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 磐梯町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 令和6年4月1日法適用予定
処理区域内人口密度	75人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数			
処理場数	合併浄化槽 35基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方					
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本水量 10m <sup>3</sup> まで 1,540円 従量料金 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 159円 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 181円 20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 165円 100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 203円 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 170円 500m <sup>3</sup> を超える分 1m <sup>3</sup> につき 242円				
その他の使用料体系の 概要・考え方					
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,072 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,400 円
	平成30年度	3,072 円		平成30年度	3,383 円
	令和元年度(10月以降)	3,072(3,130) 円		令和元年度	3,447 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課上下水道係に所属する職員は、令和2年度現在3人で、公共下水道・農業集落排水事業・林業集落排水事業・個別生活排水事業・七ツ森地区下水道事業・水道事業に兼務してあたっています。
事業運営組織	建設課 上下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設について維持管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	取組みなし
	ウ PPP・PFI	取組みなし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組みなし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組みなし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表した、平成30年度の経営比較分析表を添付しています。
---------------------------------------

## 2. 経営の基本方針

町民の生活環境衛生の充実を図るとともに、個別生活排水事業水域の水質保全・自然環境保持のため、整備区域内における利用促進と施設の適切な維持管理に努めます。  
また、経営環境の変化に適切に対応し、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、経営基盤の強化を図るよう努め、公営企業であるという認識のもと、独立採算を目指し一般会計からの繰入金を抑制するよう努めていきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

個別生活排水事業は、平成16年度に供用開始された施設であり、供用開始後16年経過しており、使用年数の経過に伴い、プロアポンプの故障等の維持管理費が増高している現状も見受けられることから、施設の長寿命化に向けて令和6年度から施設のストックマネジメント事業を行い、計画的に施設の改築更新を実施し、予防保全型の維持管理に努めることとしています。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

収入の主な内容は、収益的収入の料金収入及び他会計繰入金となっています。  
料金収入については、個別生活排水事業の水洗化率は令和2年3月31日現在72.0%ですが、水洗化率の大きな増加は見込めないものと考えており、さらには人口の減少及び節水機器の拡充等により有収水量の推移としては減少が避けられないものと想定しています。  
なお、使用料については、令和6年度・令和11年度に10%引き上げることとしており、一般会計からの繰入金を抑制することとしています。  
他会計繰入金については、独立採算の原則に則り、国が示す一般会計からの繰入基準に基づく繰入に加え経営安定化のため基準外繰入を見込んでいます。  
施設更新に係る資本的費用については、現時点において国庫補助金を活用できるメニューがないことから、地方債を活用しながら取り組んでいくこととしています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

地方債償還及び支払利息は償還計画に基づき計上しています。地方債残高の減少に伴い、支払い利息が毎年減少していきますが、元利均等償還のため、支払利息減少に伴い地方債償還額は増加していきます。これまでの借入れに伴う償還は令和18年度までとなっていますが、施設改築更新に伴う費用を地方債で賄うことから令和7年度から地方債残高は増加する見込みです。  
委託費について、令和元年の決算を基に労務単価の増額を考慮し、令和5年度と令和9年度にそれぞれ1%上昇することで算出しています。  
その他の経費について、令和元年度の決算及び令和2年度の決算見込みを基に、その後も継続する方向で算出しています。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	施設の改築更新については、ストックマネジメント事業で策定する改築更新計画に基づき計画的に行うことで投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後も一般会計からの繰入金に依存した経営とならざるを得ないと想定されることから、使用料の見直しを令和6年度及び令和11年度に行なう予定としています。以後も3年から5年程度を目安に使用料の見直しを行い繰入金の抑制に努めていきます。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	水洗化の向上を図るとともに使用料の収納率向上に努めます。

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	放流ポンプ1台の稼働のみであり、年間5千円程度であることから現状維持での管理としていきます。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	計画的に改築更新を進めることで突発的な修繕費用を抑えていきます。
委託費に関する事項	現行のとおり進めていくものとします。
その他の取組	令和6年度の公営企業法の適用に向けて計画的に準備を進めていきます。また、法適化に伴い下水道事業会計の一本化について検討していきます。

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し)を活用し、計画の実施状況の進捗管理を毎年行うとともに、地方公営企業法適用後の令和7年度(5年後)を目途に本計画の見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		前年度	本年度												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1,427	1,353	1,332	1,319	1,313	1,418	1,411	1,404	1,400	1,396	1,516	1,594		
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,226	1,151	1,130	1,118	1,112	1,217	1,210	1,203	1,196	1,190	1,307	1,290		
	ア 料 金 収 入	1,226	1,151	1,130	1,118	1,112	1,217	1,210	1,203	1,196	1,190	1,307	1,290		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	201	202	202	201	201	201	201	201	201	204	206	209	304	
	ア 他 会 計 繰 入 金	201	202	202	201	201	201	201	201	201	204	206	209	304	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	2,465	2,225	2,391	2,237	2,400	2,245	2,245	2,242	2,261	2,304	2,305	2,298		
	(1) 営 業 費 用	2,348	2,124	2,285	2,136	2,304	2,155	2,155	2,155	2,174	2,175	2,175	2,175		
	ア 職 員 給 与 費 うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	2,348	2,124	2,285	2,136	2,304	2,155	2,155	2,155	2,174	2,175	2,175	2,175		
	(2) 営 業 外 費 用	117	101	106	101	96	90	87	87	129	130	123			
	ア 支 払 利 息 うち 一 時 借 入 金 利 息	104	99	94	89	84	78	75	75	117	118	111			
イ そ の 他	13	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 1,038	△ 872	△ 1,059	△ 918	△ 1,087	△ 827	△ 834	△ 838	△ 861	△ 908	△ 789	△ 704			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,270	1,108	1,300	1,164	1,338	3,084	2,096	3,106	3,134	3,297	1,228	1,336		
	(1) 地 方 債 うち 資 本 費 平 準 化 債						2,000	1,000	2,000	2,000	2,000				
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,270	1,108	1,300	1,164	1,338	1,084	1,096	1,106	1,134	1,297	1,228	1,336		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	232	236	241	246	251	2,257	1,262	2,268	2,273	2,389	439	632		
	(1) 建 設 改 良 費 うち 職 員 給 与 費						2,000	1,000	2,000	2,000	2,000				
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	232	236	241	246	251	257	262	268	273	389	439	632		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	1,038	872	1,059	918	1,087	827	834	838	861	908	789	704			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)															
積 立 金 (K)															
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)															
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)															
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)															
実 質 収 支 黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )															
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,226	1,151	1,130	1,118	1,112	1,217	1,210	1,203	1,196	1,190	1,307	1,290			
地 方 財 政 法 に よ り 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	4,776	4,539	4,298	4,052	3,800	3,543	5,281	5,813	7,540	9,041	10,448	9,551			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度		前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度
		前年度	本年度												
収 益 的 収 支 分		201	202	202	201	201	201	201	201	201	201	204	206	209	304
	うち 基 準 内 繰 入 金	201	202	202	201	201	201	201	201	201	201	204	206	209	304
資 本 的 収 支 分		1,270	1,108	1,300	1,164	1,338	1,084	1,096	1,106	1,134	1,297	1,228	1,336		
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,270	1,108	1,300	1,164	1,338	1,084	1,096	1,106	1,134	1,297	1,228	1,336		
合 計		1,471	1,310	1,502	1,365	1,539	1,285	1,297	1,307	1,338	1,503	1,437	1,640		

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

福島県 磐梯町

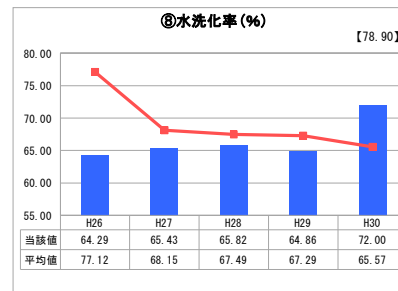
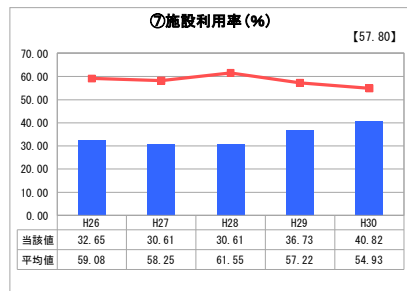
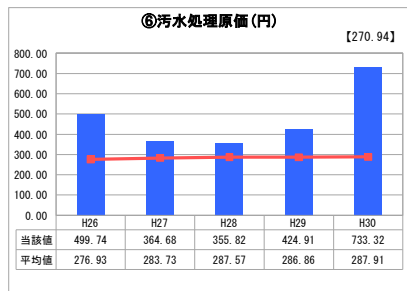
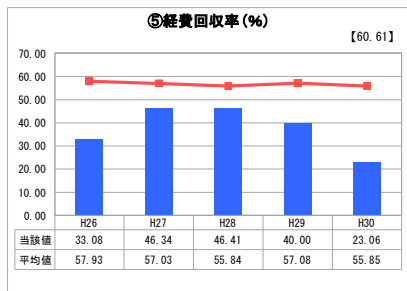
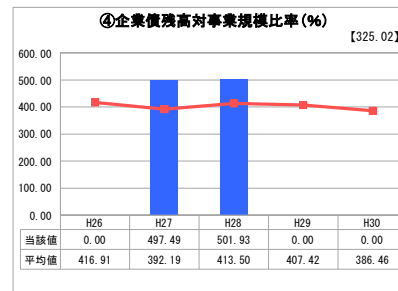
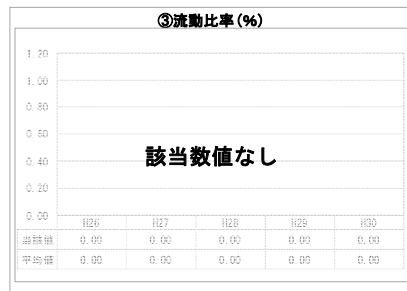
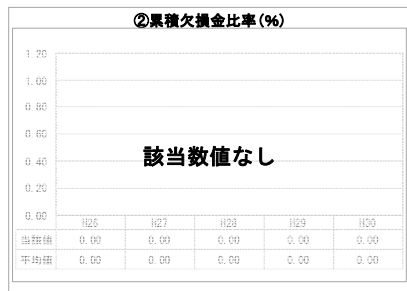
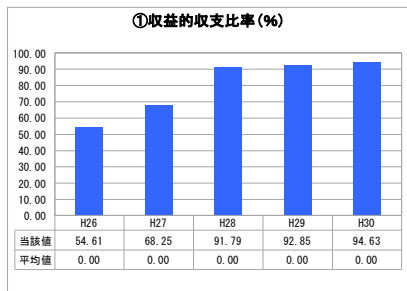
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり取崩料金(円)
-	該当数値なし	2.15	100.00	3,072

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,502	59.77	58.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
75	0.01	7,500.00

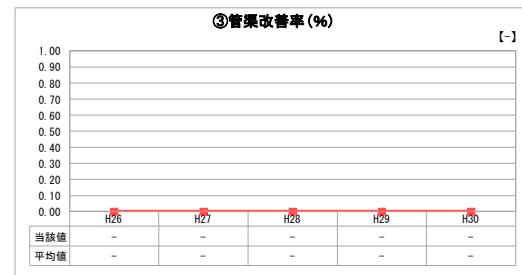
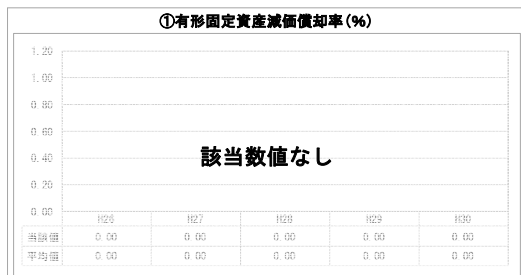
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

特定地域生活排水処理事業は、公共用水域の水質を保全し、生活環境の改善を図りながら豊かな自然環境の維持に貢献していく役割を担っています。また、特定地域生活排水処理が担う役割が多様化していく中で、より一層の効果的で健全なる運営が求められます。今後は、一層の経営の効率化を進め、収益の確保を図るとともに、維持管理費等の経費削減に努め、また、未接続世帯に対し環境保全の重要性についての啓発を行い接続を促進し使用料収入の増加を図りたい。

### 2. 老朽化の状況について

現在の特定地域生活排水処理施設の状況を把握し、機能診断調査等を実施していく必要がある。また、通常の維持管理をより適切に実施することにより、維持管理費の削減を図り、補修・改築を計画的に実施していく必要がある。

### 全体総括

特定地域生活排水処理事業は磐梯町の特別会計により運営されています。一般会計からの安易な繰り入れは慎まなくてはなりません。一般会計からの多額の繰入金による経営は、独立採算性の原則に反しており、見直す必要があります。今後はコストの削減・維持管理にあたって包括民間委託等により一層の経費削減に努めていかなければならない。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。